



資料 4

令和 3 年度 豊田市自転車利用環境整備推進会議

会議資料

令和 4 年 3 月 1 5 日（火）



- 1. 豊田市自転車活用推進計画の概要**
- 2. 前回会議を踏まえた対応**
- 3. 目標達成に向けた取り組むべき施策について**
 - I. 空間づくり**
 - II. 意識づくり**
 - III. 仕組みづくり**



- 1. 豊田市自転車活用推進計画の概要**
2. 前回会議を踏まえた対応
3. 目標達成に向けた取り組むべき施策について
 - I. 空間づくり
 - II. 意識づくり
 - III. 仕組みづくり



■これまでの経緯

豊田市自転車利用環境整備計画の推進(H27~H29)

計画期間：平成27年度～平成29年度までの3か年

- ①空間づくり-自転車通行空間の整備（整備計画延長30.2km）
- ②意識づくり-ルールの周知・マナーの向上
- ③仕組みづくり-自動車から自転車への転換

豊田市自転車利用環境整備推進会議(H31.3・R1.10・R2.1)

自転車活用推進法(第11条)に基づき、前計画の改定について検討

- ・前計画を踏襲しつつ、新たな施策の拡充を検討
- ・自転車活用推進計画（国・県）を踏まえ素案作成

豊田市自転車活用推進計画の策定(R2.12)

計画期間：令和2年度～令和6年度までの5か年

- ①空間づくり- 自転車ネットワーク路線の質の向上
- ②意識づくり- 子どもから大人まで通行ルールの共通認識が持てる啓発・教育の充実
- ③仕組みづくり-自動車から自転車への転換を促し、楽しく自転車を利用できる取組の推進

（国・県の動き）

平成28年12月9日

- 自転車活用推進法の成立

平成29年5月1日

- 自転車活用推進法の施行
⇒[第11条]市町村自転車活用推進計画策定に努めなければならない

平成30年6月8日

- 自転車活用推進計画の閣議決定

令和2年2月18日

- (愛知県)自転車活用推進計画の策定

令和3年5月28日

- 第2次自転車活用推進計画の閣議決定



■目指す姿

『だれもが安全で快適に楽しく自転車でつながるまち 豊田』
 ～「自転車交通事故の更なる削減」と「クルマと自転車のかしこい使い分けが可能な交通社会」を目指して～

目標	取り組むべき施策
I. 空間づくり ～自転車ネットワーク路線の質の向上～	(1)自転車ネットワーク路線の安全性・快適性の向上
	(2)自転車通行空間の改善
II. 意識づくり ～子どもから大人まで通行ルールの 共通認識が持てる啓発・教育の充実～	(1)自転車の交通ルール（自転車安全利用五則等）の普及啓発の強化
	(2)子どもから大人まで段階的かつ体系的な安全教育の充実
	(3)自転車利用者の安全・安心に向けた取組の促進
III. 仕組みづくり ～自動車から自転車への転換を促し、 楽しく自転車を利用できる取組の推進～	(1)クルマと自転車のかしこい使い分けによる自転車利用促進
	(2)サイクルツーリズムの推進による自転車に乗りたくなる取組の充実
	(3)良好な駐輪環境の確保



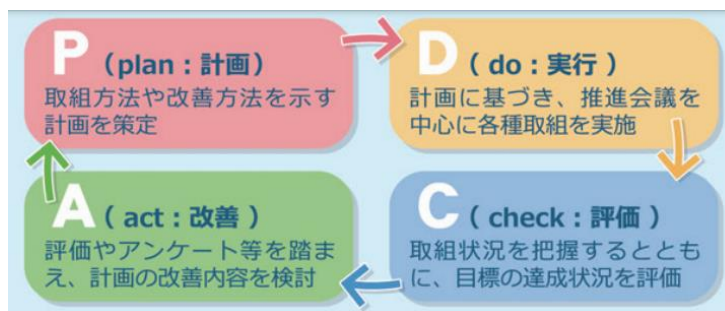
■計画期間

令和2年度から令和6年度末までの5年間

■目標指標

目標指標名	従前値	目標値
①自転車の交通事故死傷者数	281人 (平成28～30年平均)	約2割削減 (220人)
②外出する際、自転車を利用できる市民の割合	30.4% (平成30年)	現状維持
③市民意識調査による「歩行者や自転車利用者にとって安全で快適な道路が整っているまち」として満足する市民の割合	23.8% (平成28年)	約3%上昇 (27%)
④自転車損害賠償保険加入率	68.4% (令和2年)	向上
⑤放置自転車の撤去台数	1,896台 (平成28～30年平均)	約2割削減 (1,600台)

■計画の評価・取組体制



※出典：とよた快適自転車プラン
～豊田自転車利用環境整備計画～
〈概要版〉



■目標値の状況

目標指標名	従前値	現況値	目標値
①自転車の交通事故死傷者数	281人 (平成28～30年平均)	184人 (令和3年)	約2割削減 (220人)
②外出する際、自転車を利用できる市民の割合※1	30.4% (平成30年)	28.8% (令和2年)	現状維持
③市民意識調査による「歩行者や自転車利用者にとって安全で快適な道路が整っているまち」として満足する市民の割合	23.8% (平成28年市民意識調査)	23.8% (令和3年市民意識調査)	約3%上昇 (27%)
④自転車損害賠償保険加入率	68.4% (令和2年Eモニター)	75.3% (令和3年市民意識調査)	向上
⑤放置自転車の撤去台数	1,896台 (平成28～30年平均)	1,363台 (令和2年度)	約2割削減 (1,600台)

※出典

※1豊田市実施アンケート調査結果 (H30 : N=1581 R2 : N=1724)



1. 豊田市自転車活用推進計画の概要
- 2. 前回会議を踏まえた対応**
3. 目標達成に向けた取り組むべき施策について
 - I. 空間づくり
 - II. 意識づくり
 - III. 仕組みづくり



(1) 空間づくりについて

- ① 矢羽根よりも自転車専用通行帯の方が視覚的に訴えることができ、遵守率があがるのではないかと？
- ② 自転車専用通行帯の方が、矢羽根より車道通行の遵守率の向上が大きい実験結果もある。自転車専用通行帯の整備を進めるのがよい。

【自転車専用通行帯と車道混在(矢羽根)の違い】

	自転車専用通行帯	車道混在 (矢羽根)
自転車と自動車の分離	視覚的な分離	混在
整備方法・通行ルール	<ul style="list-style-type: none"> ・車道内に自転車専用の<u>車線を設け</u>、自転車と自動車を<u>視覚的に分離</u>する。 ・<u>自転車が専用で通行する車両通行帯である (自動車通行不可)</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> ・車道内に自転車の<u>通行位置を明示</u>し、自動車利用者に自転車の通行を<u>注意喚起</u>する。 ・車道内を自転車と自動車<u>が混在して通行</u>する。
整備イメージ	<p>※写真は整備イメージ</p>	<p>(都) 平戸橋土橋線 (豊田市)</p>



(1) 空間づくりについて

- ①矢羽根よりも自転車専用通行帯の方が視覚的に訴えることができ、遵守率があがるのではないかと？
- ②自転車専用通行帯の方が、矢羽根より車道通行の遵守率の向上が大きい実験結果もある。自転車専用通行帯の整備を進めるのがよい。

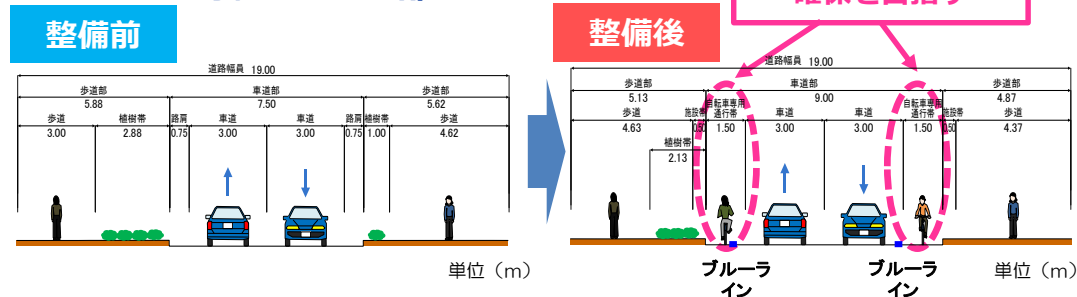
【対応】令和4年度に自転車専用通行帯での整備に向けて、現在設計を進めています。 ※詳細は「3 目標達成に向けた取り組むべき施策」で説明します。

【整備計画路線】



路線名	整備形態	延長 (km)
1 梅坪堤線(長興寺9丁目交差点～拳母町4丁目交差点)	自転車専用通行帯	2.25
2 西山上挙母線	自転車専用通行帯	0.5
3 小坂若林線	自転車専用通行帯	1.25
合計		約4.0

○西山上挙母線：＜一般部＞





(2) 意識づくりについて

③自転車への啓発活動はすでに実施していると思われるが、自動車への啓発活動も必要ではないか。

➡ **【対応】**ドライバー向けの啓発チラシや啓発動画を作成し、市公式YouTube等で公開しました。また、自転車月間や交通安全市民運動期間に横断幕を設置し、自動車への啓発を実施しました。

※詳細は「3 目標達成に向けた取り組むべき施策」で説明します。

④安全な通行空間が確保されている場所でも歩道を通行しており、歩行者との事故の危険性もあるため、教育等の取組が必要である。

➡ **【対応】**取り組むべき施策として、子どもから大人まで段階別の教育や啓発を推進しています。引き続き、目標達成に向けて教育や啓発を実施していきます。

※詳細は「3 目標達成に向けた取り組むべき施策」で説明します。



1. 豊田市自転車活用推進計画の概要
2. 前回会議を踏まえた対応
- 3. 目標達成に向けた取り組むべき施策について**
 - I. 空間づくり**
 - II. 意識づくり**
 - III. 仕組みづくり**



I. 空間づくり

- (1) 令和3年度の施策実施内容
- (2) 令和4年度の施策実施内容

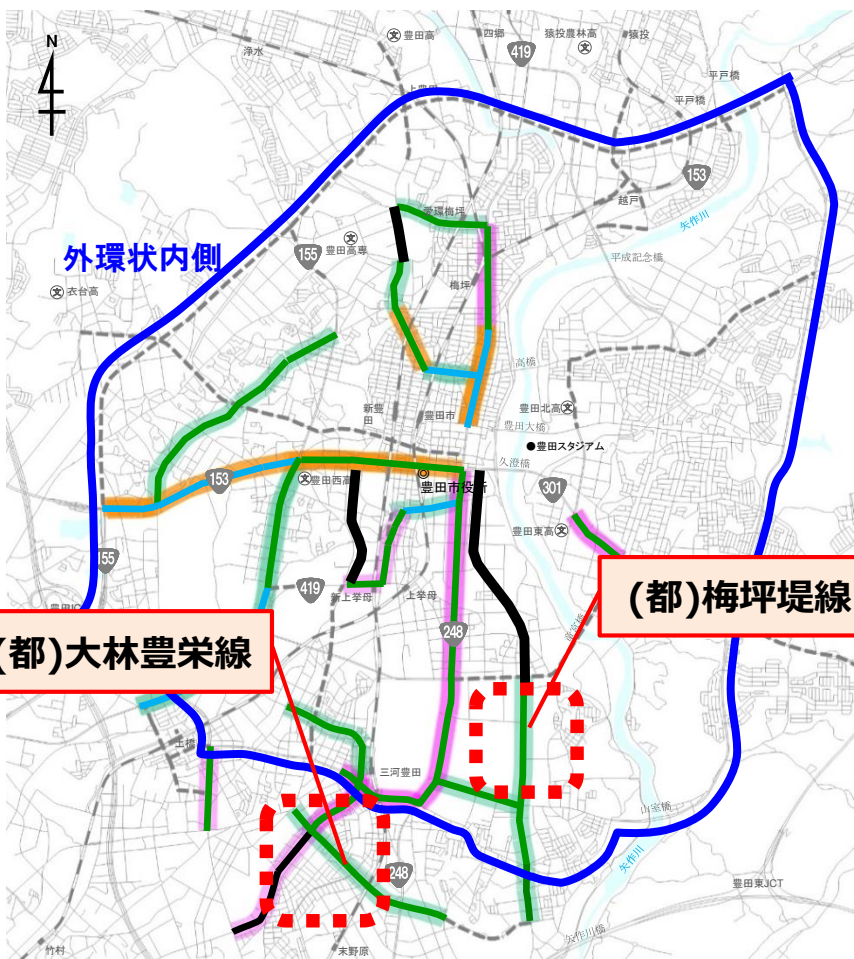
II. 意識づくり

III. 仕組みづくり



1) 令和3年度の施策実施路線

○令和3年度は、以下の2路線で施策実施



【令和3年度の施策実施路線・施策内容】

路線名	施策内容
(都)梅坪堤線 拳母町4丁目交差点～長興寺9丁目交差点	自転車通行空間の改善
(都)大林豊栄線 山之手10南交差点～豊栄6交差点	遵守率向上に向けた取組

※令和3年3月現在



2) (都) 梅坪堤線での自転車通行空間の改善 ① 現況と課題

○交通量調査、アンケート調査、現地調査結果より課題の抽出を行い対応策を決定
(平成30年度 第2回 推進会議 H31.3.15)

利用率・安全性の向上に向けた課題	対応策	内容	対策時期
①車との距離が近い、特にトヨタ町東交差点から北に約200m区間は幅が狭い	①危険区間の迂回	・歩道への乗入の設置 ・植栽帯撤去 ・注意喚起看板の設置	令和2年3月 対応済
②植栽の枝が自転車通行空間にはみ出している	②植栽の維持管理	・植栽の剪定	令和2年3月 対応済
③単路部から交差点部への進入の際に幅員が狭くなる (トヨタ町北東交差点部)	③道路幅員の再配分	・自転車通行空間の確保	令和3年度 実施



トヨタ町北東交差点について

交差点での遵守率が低い

- 課題ア：交差点付近で自転車通行空間が約1.5m確保されていない
- 課題イ：2段階右折する自転車の滞留スペースがない

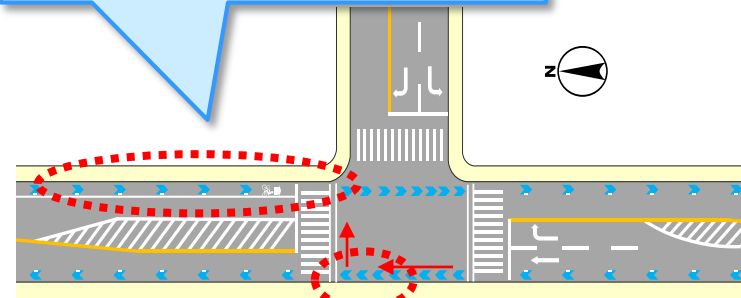
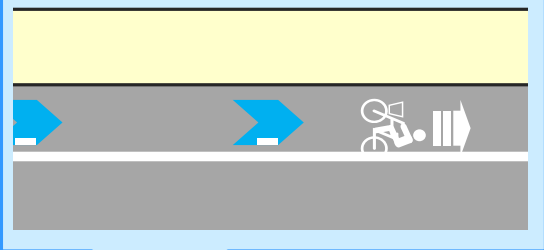
← 車道混在で整備済 →



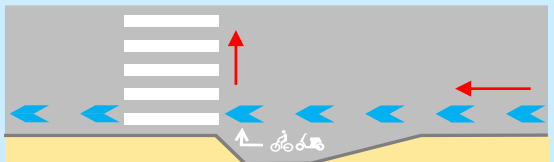
2) (都) 梅坪堤線での自転車通行空間の改善 ②対応策

[トヨタ町北東交差点付近]

【対策ア】自転車通行空間の確保



【対策イ】二段階右折滞留スペースの確保



対策概要

ア：交差点内での自転車通行空間の確保

⇒歩道植栽帯を撤去し、自転車通行空間を整備

イ：2段階右折する自転車の滞留スペースの確保

⇒自転車滞留できるスペースを整備

ア 対策前



ア 対策後



自転車通行空間の整備

イ 対策前



イ 対策後



自転車滞留スペースの整備

滞留スペースの
ピクトグラム

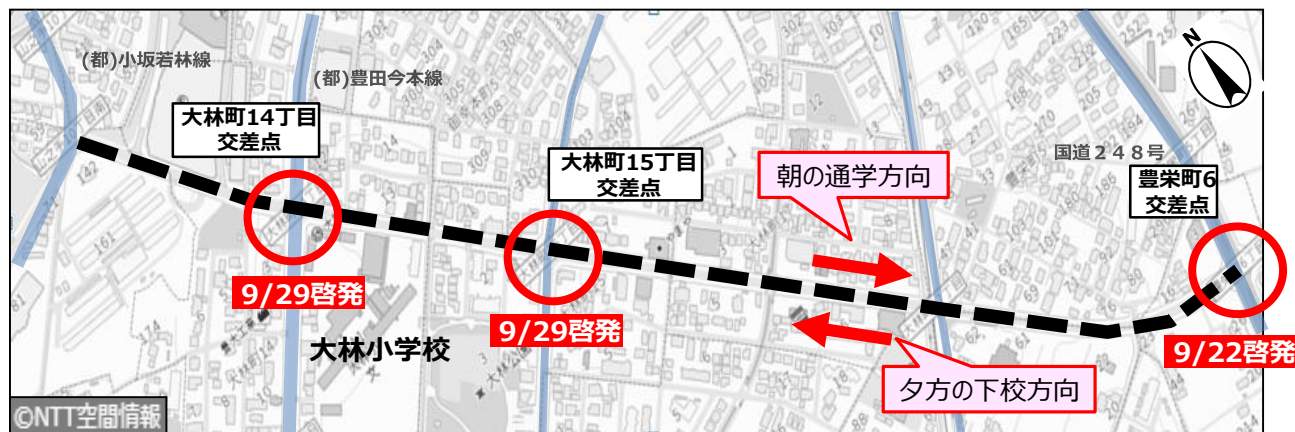


3) (都)大林豊栄線での遵守率向上に向けた取組

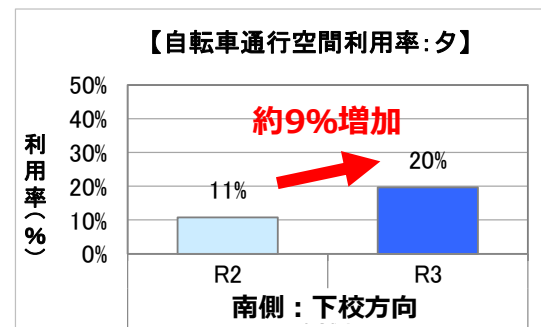
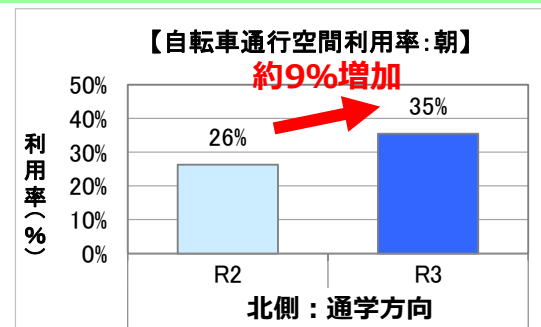
○大林豊栄線の遵守率向上に向けた取組として、啓発活動を実施

啓発活動の実施

- 9/22 豊栄町6丁目交差点にて、通学で自転車を利用している高校生をターゲットに周知
- 9/29 大林町14丁目、15丁目交差点にて、ドライバーへ向けて自転車の車道通行を周知



立哨活動後の自転車通行空間遵守率



R2:整備後55ヶ月 (R2.10.13) R3:整備後67ヶ月 (R3.10.7)
朝:7~9時 夕:16~18時

★立哨後は、学生の自転車空間の遵守率は向上している

啓発活動内容

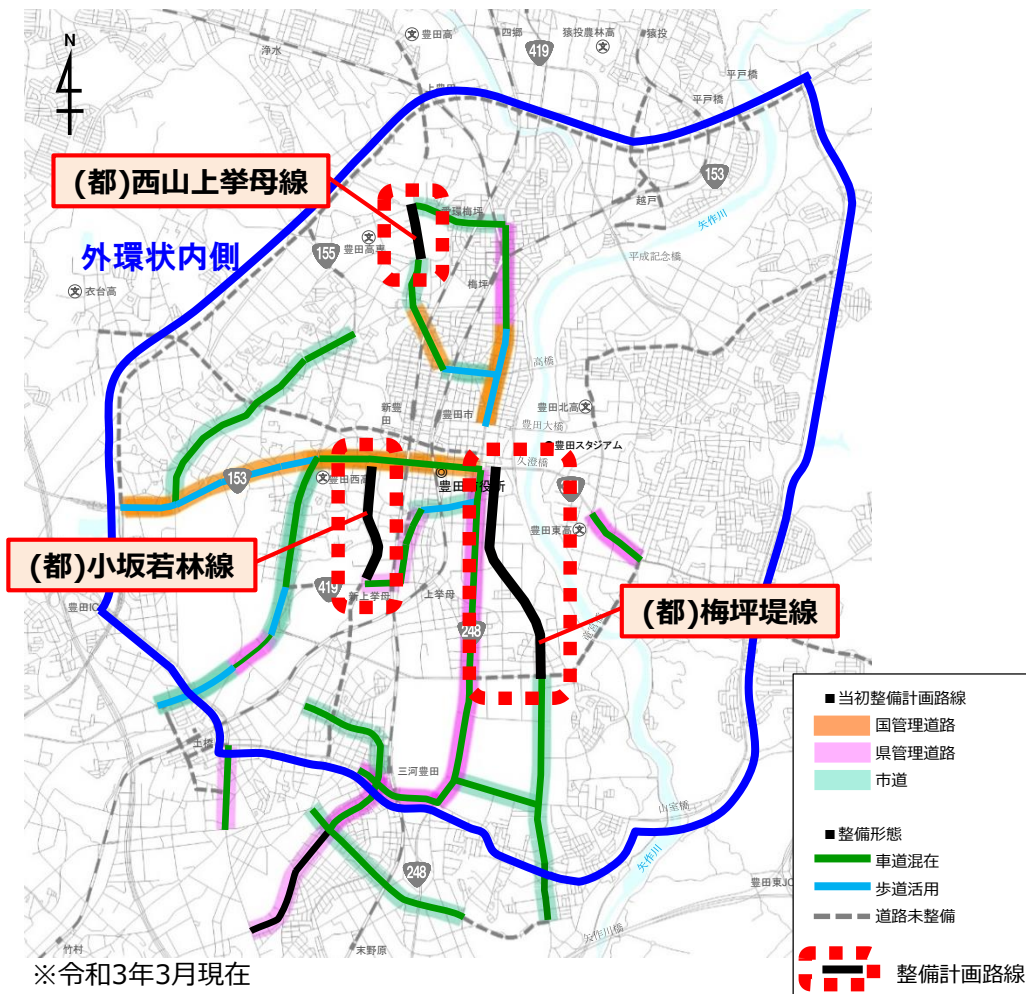
- ・立哨活動
- ・自転車のデモ走行
- ・横断幕の設置





1) 整備計画路線の整備

- 令和4年度から令和6年度で整備計画路線（4.0 km）の自転車通行空間整備を実施
- 対象路線は、「(都)梅坪堤線」「(都)西山上拳母線」「(都)小坂若林線」



【整備計画路線の延長及び整備時期】

路線名	延長 (km)	整備期間
(都)梅坪堤線 拳母町4丁目交差点～長興寺9丁目交差点	2.25	R5～R6
(都)西山上拳母線 栄町1丁目交差点～高原町3丁目交差点	0.50	R4
(都)小坂若林線 小坂町12丁目交差点～御幸町3丁目交差点	1.25	R5～R6



2) (都) 西山上挙母線の整備内容 (実施場所)

○令和4年度は、下図の区間で整備実施





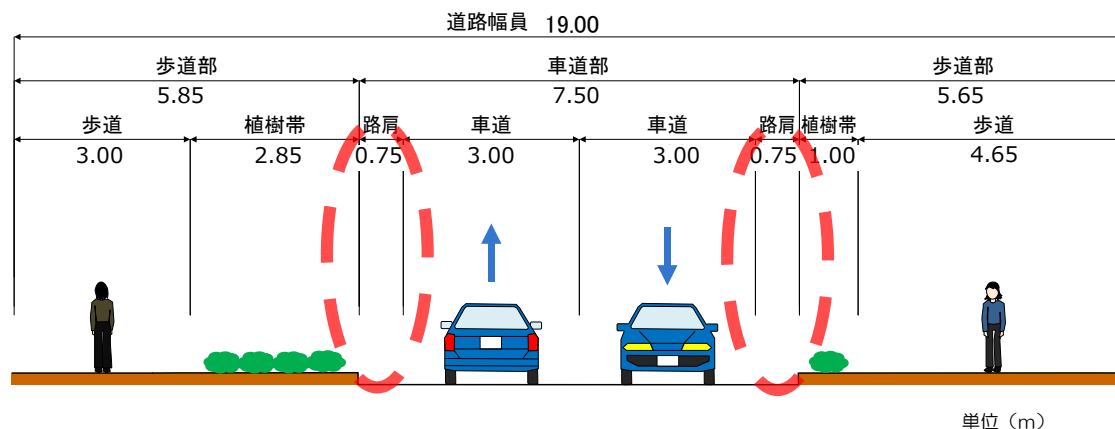
2) (都) 西山上拳母線の整備内容 (自転車専用通行帯整備箇所 (一般部))

○整備形態は、自転車専用通行帯：幅員1.5m

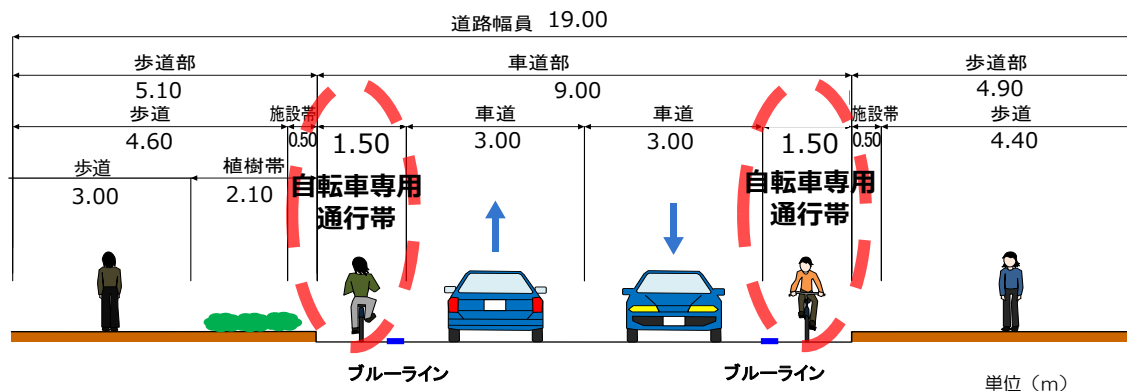
【高原町3丁目交差点～栄町1丁目交差点】

【一般部】

整備前



整備後





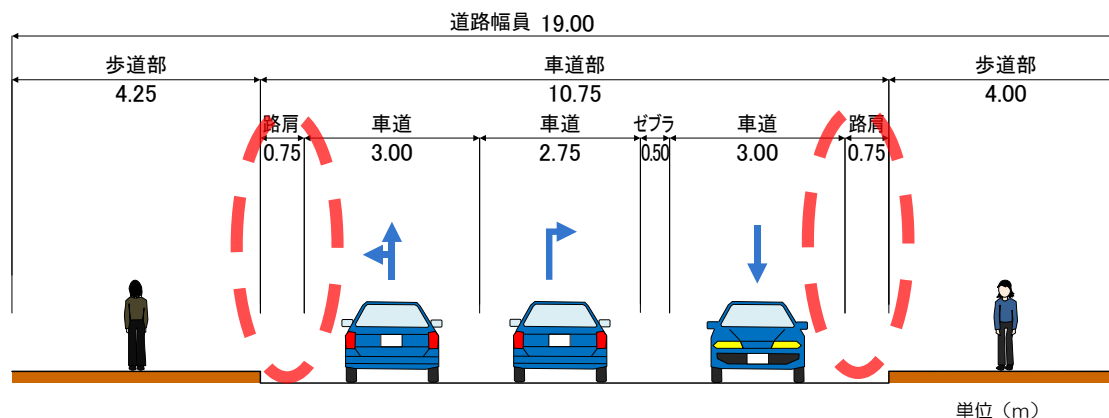
2) (都) 西山上拳母線の整備内容 (自転車専用通行帯整備箇所 (交差点部))

○整備形態は、自転車専用通行帯：幅員1.0m (交差点での特例)

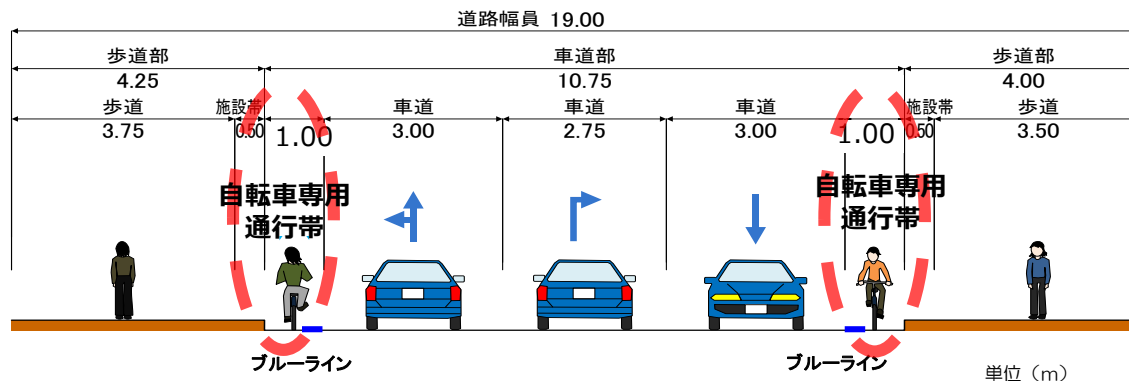
【高原町3丁目交差点～栄町1丁目交差点】

【交差点部】

整備前



整備後





2) (都) 西山上拳母線の整備内容 (路面表示)

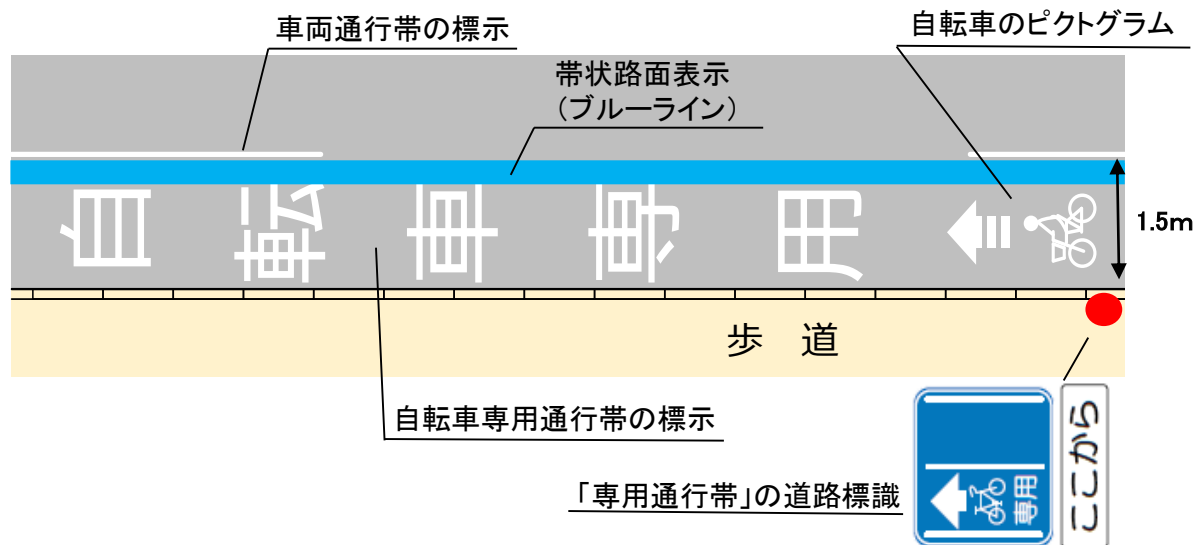
○「自転車専用通行帯」で設置するライン、ピクトグラム

【自転車専用通行帯（自転車レーン）】

- ・「車両通行帯」（白色破線）の路面標示
- ・「自転車専用」の路面標示
- ・「車道混在」と区別するため、ブルーライン（幅30cm）の表示
- ・逆走防止のためピクトグラム（自転車マーク、矢印）を表示



※写真は整備イメージ



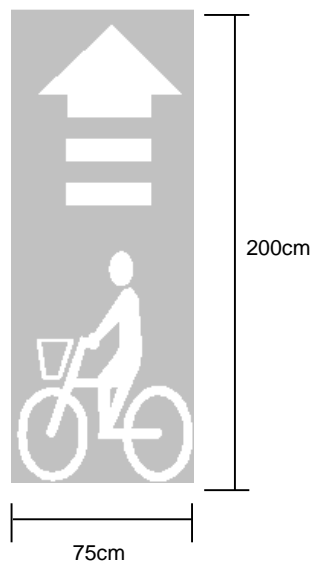
※国土交通省「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン改定」（H28.7）を参考



2) (都) 西山上拳母線の整備内容 (路面表示)

【ピクトグラム】

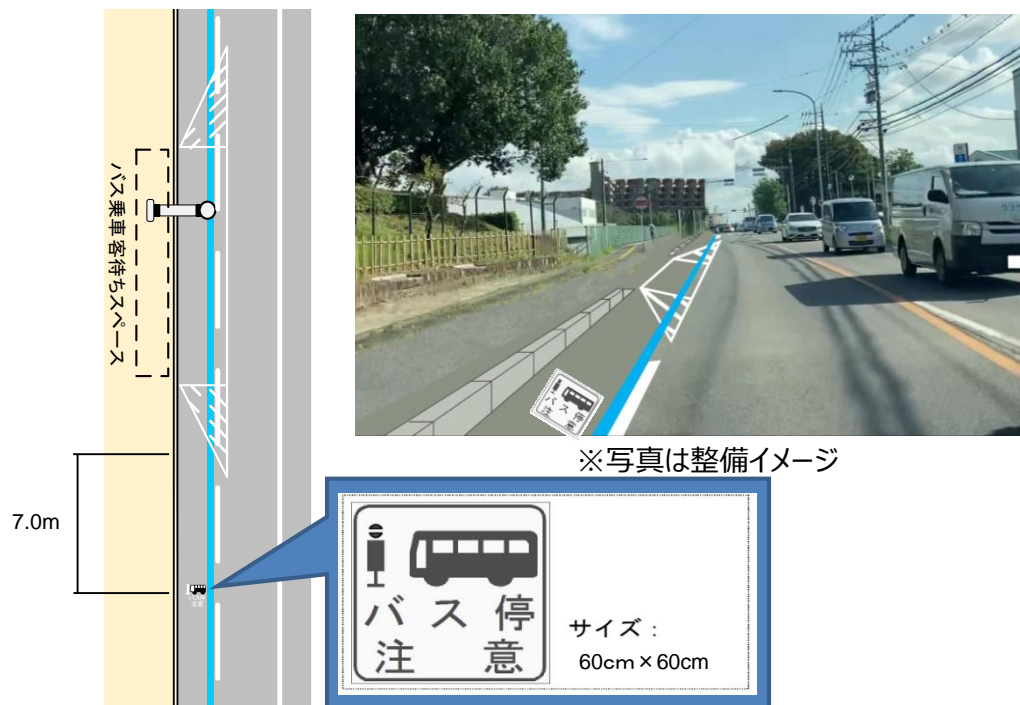
- ・寸法 長さ200cm、幅75cm
- ・逆走防止のため、街区の起終点部に設置
- ・自動車のピクトグラムと進行方向を示す矢印を設置



【バス停部】

自転車へ注意喚起

- ・バスが停止するスペースであることを示す路面表示を設置
- ・バス停留所手前に注意喚起サインを設置





2) (都) 西山上拳母線の整備内容 (注意喚起看板)

○信号交差点に注意喚起看板

自転車からの視認性を向上



国道153号（元宮町）

【注意喚起看板(逆走禁止)】

信号交差点の流出部に設置し、自転車通行空間における自転車の逆走を防止



サイズ：15cm×40cm

【注意喚起看板(オートバイ通行禁止)】

信号交差点の流入部に設置し、オートバイの走行を防止



サイズ：30cm×70cm

【注意喚起看板(左折巻き込み)】

信号交差点の流入部に設置し、左折巻き込みを防止



サイズ：15cm×40cm



2) (都) 西山上拳母線の整備内容（安全対策）

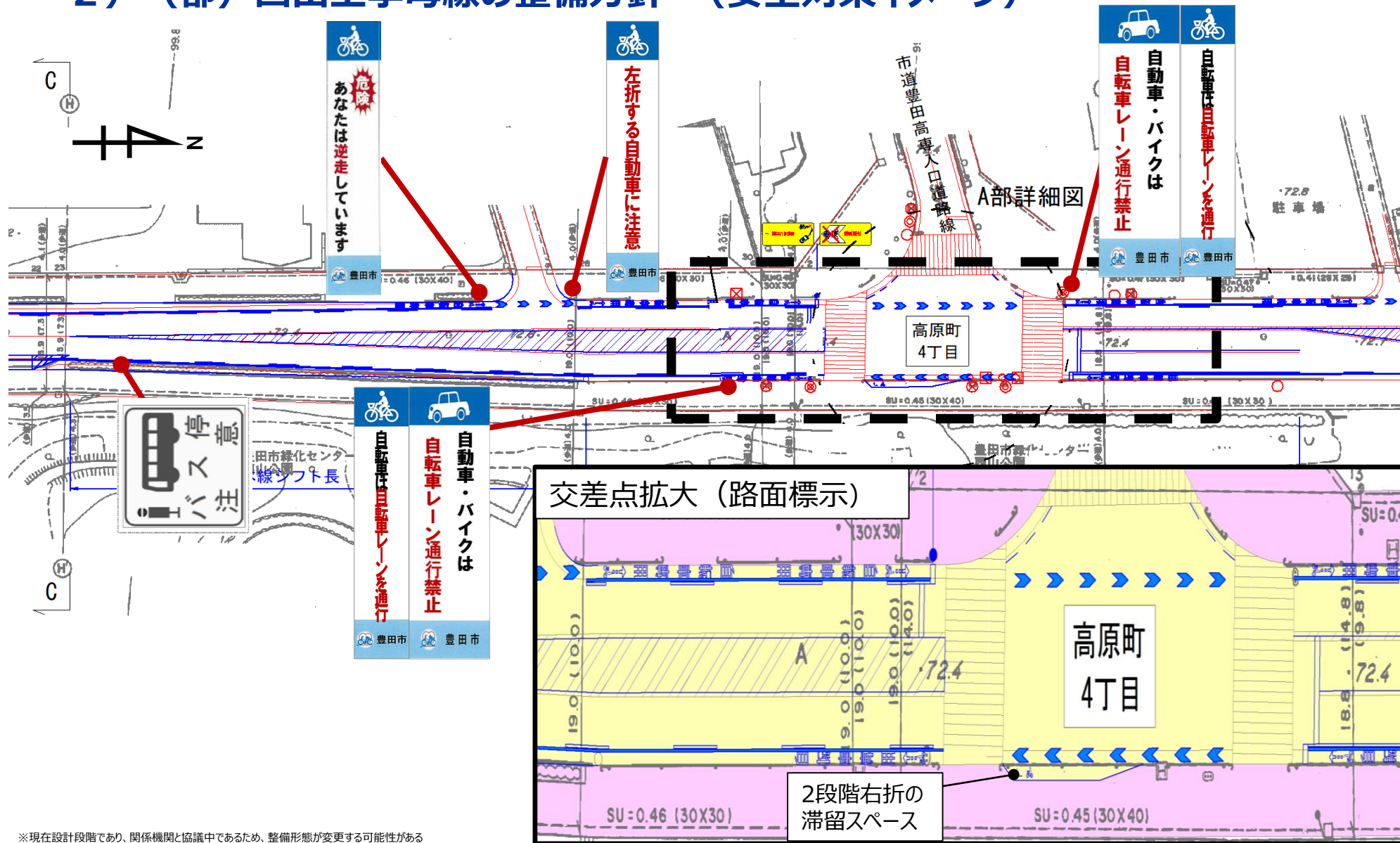
○通行に慣れるまでの間、一時的な注意喚起看板を設置し、注意喚起の強化を図る

名称	①通行方法案内	②逆走注意喚起	③左折注意喚起	④注意喚起
対象	自転車	自転車	自転車	自動車
表示内容				
設置場所	信号交差点流出部 (専用通行帯区間)	支道取付部	信号交差点流入部	信号交差点流出部 (専用通行帯区間)
大きさ	W28cm×H140cm	W28cm×H140cm	W28cm×H140cm	W55cm×H140cm

※現在設計段階であり、関係機関と協議中であるため、整備形態が変更する可能性がある



2) (都) 西山上挙母線の整備方針 (安全対策イメージ)



※現在設計段階であり、関係機関と協議中であるため、整備形態が変更する可能性がある



I. 空間づくり

II. 意識づくり

(1) 令和3年度の施策実施内容

(2) 令和4年度の施策実施内容

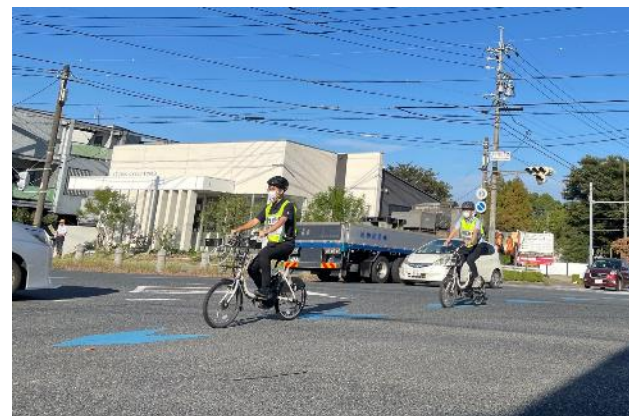
III. 仕組みづくり



1) 自転車の交通ルール(自転車安全利用五則等)の普及啓発の強化

① 自転車利用者、ドライバーへの啓発活動

- ・ 自転車安全利用啓発と自転車通行空間モデル走行の実施（9月末野原地区）
- ・ 高校における自転車通学者への啓発活動を実施（6月、11月衣台高校・9月豊野高校）
- ・ 街頭やイベント時における自転車利用者・ドライバーに向けた啓発活動を実施（6回）
- ・ 店舗等前にて、店舗利用者に対して、自転車安全利用を呼びかけ（3回）



▲自転車通行空間モデル走行



▲高校と連携した啓発活動▲



▲イベント時の啓発の様子



1) 自転車の交通ルール(自転車安全利用五則等)の普及啓発の強化

① 自転車利用者、ドライバーへの啓発活動

● ドライバーへの啓発活動 **NEW**

- ・ ドライバー向けの啓発チラシを作成
(歩行者保護モデルカー活動の協力企業に送付)
- ・ 矢羽根整備路線に横断幕を設置
(自転車月間・交通安全市民運動期間 市道2回 国道1回)
- ・ ドライバーに向けた啓発動画を制作
(市公式YouTubeやHPに掲載、トヨタヴェルブリッツ出演)



▲ドライバー向け啓発チラシ



▲矢羽根路線における横断幕設置の状況▲



▲啓発動画より抜粋



1) 自転車の交通ルール(自転車安全利用五則等)の普及啓発の強化

② 自転車の交通ルールの周知

- ・ 自転車安全利用リーフレットの作成・配布
(自転車安全利用講習事業の参加者、ヘルメット補助金窓口申請者などに配布)
- ・ 補助金通知送付時にチラシを封入



▲ 『とよたチャリ活のすすめ』

③ 自転車安全利用推進強化地区の指定

- ・ 条例に基づき、自転車安全利用推進強化地区の指定（崇化館地区）
→ 地区内において、街頭活動や地域会議と連携した店舗啓発を実施



▲ トヨタヴェルブリッツ、B-FORCE、地域会議と連携 ▲



2) 子どもから大人まで段階的かつ体系的な安全教育の充実

①交通安全学習センター施設内及び出張による交通安全講習の実施

- ・ 小学校4年生を対象にした施設内講習を実施
- ・ 親子を中心とした自転車安全利用講習事業を開催（令和3年度新規事業）

● 自転車安全利用講習事業 **NEW**

《座学》

- ・ 教室にて自転車の基礎的な交通ルールを学習

《実技例》

- ・ 乗車前の点検のポイント
- ・ ヘルメットの落下実験
- ・ 自動車からの死角を体験
- ・ 模擬市街地内で自転車の実走
- ・ 巻き込み・飛び出し実験
- ・ オリジナルの自転車免許証進呈



▲施設内講習（過去開催）の様子



▲講習事業の様子



3) 自転車利用者の安全・安心に向けた取組の促進

① 自転車保険加入の促進

- ・ 保険事業者と連携した保険加入義務の周知および愛知県義務化（令和3年10月1日）に合わせた高校への啓発チラシの配布
⇒自転車保険加入率 75.3%
（第23回市民意識調査）



▲保険事業者とタイアップした児童・生徒保護者向けチラシ



▲条例周知チラシ

② ヘルメット着用の促進及び自転車の点検・整備の促進

- ・ 街頭や高校（再掲）、店舗等におけるヘルメット着用促進の啓発
- ・ 自転車乗車用ヘルメット購入費補助制度の実施（令和3年度新規事業）
⇒約1,500人分(R3.12月末時点)



▲店舗来店者への啓発



取組予定

自転車の交通ルールの普及啓発の強化

- 高校における自転車通学者への啓発活動
- 警察と連携した街頭における自転車利用者・ドライバーに向けた啓発活動
- 自転車安全利用リーフレット類の配布（自転車安全利用講習会参加者や補助金窓口申請者向け）
- 自転車安全利用チラシ（リーフレットのダイジェスト版）の作成・配布 **NEW**
- 自転車安全利用推進強化地区の指定及び重点的な啓発活動の実施

体系的な安全教育の充実

- 小学4年生の施設内の交通安全講習実施及び中学1年生・高校1年生の出張講習実施
- 交通安全学習センターで自転車安全利用講習会の実施（令和3年度より開催回数を拡大）

安全・安心に向けた取組の促進

- 保険事業者と連携した保険加入義務化の周知および高校への啓発チラシの配布
- 街頭や高校、店舗、イベント等におけるヘルメット着用促進の啓発
- 自転車安全利用講習会において、自転車の点検・整備の重要性を周知
- 愛知県と協調した自転車乗車用ヘルメット購入補助制度の実施





I. 空間づくり

II. 意識づくり

III. 仕組みづくり

(1) 令和3年度の施策実施内容

(2) 令和4年度の施策実施内容



1) クルマと自転車のかしこい使い分けによる自転車利用促進

○エコ交通に関するニュースの配信

豊田エコ交通をすすめる会の会員へ、自転車関連ニュース等について、メールニュースを配信しました。

サイクリング教室の案内（10月）

○エコ通勤に関する簡易アンケートの実施

豊田エコ交通をすすめる会の会員へ、エコ通勤に関する簡易アンケートを実施しました。（10月）

○市民へのモビリティマネジメントによるPR策の実施

エコ交通啓発リーフレットを作成しました。（来年度配布予定）



2) サイクルツーリズムの推進による自転車に乗りたくなる取組の充実



公共交通と連携したおすすめポタリングコースのPR

稲武地区へのポタリング実績…利用者12人（令和3年4月～12月）



2) サイクルツーリズムの推進による自転車に乗りたくなる取組の充実

○民間主体の自転車イベント等の支援

OPEN INABU実行委員会が、稲武の中当地区にてトレイルツアー等を実施
…令和3年 計11回実施（月2回程度）



その他、稲武町内の蛍出現スポットを自転車でめぐる「蛍ライド」を実施

○おいでんバスへの自転車積載用ラックについて関係者との協議実施



3) 良好な駐輪環境の確保

措 置	実施内容
市営駐輪場の設置・指定管理による管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道駅周辺を中心に、駐輪場を運営 ・ 「土橋駅北第2駐輪場」完成（令和3年4月供用開始）
自転車等放置禁止区域内等の放置自転車等の撤去及び返還・処分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放置自転車撤去・返還・処分について、体系的に処理 撤去台数844台（うち733台返還・処分） <p style="text-align: right;">※R3.12月末時点</p>
駐輪場利用及び自転車等放置禁止区域の周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地内鉄道駅周辺の駐輪場の設置箇所や自転車等放置禁止区域に関するチラシ等を市内全高校の新1年生に配布





1) クルマと自転車のかしこい使い分けによる自転車利用促進

○エコ交通に関するニュースの配信

豊田エコ交通をすすめる会の会員へ、自転車関連ニュースや健康や移動に関するコストに着目した取組等について、メールニュースを配信します。
(年6回)

○市民へのモビリティマネジメントによるPR策の実施

自動車から自転車等への転換を促進するため、市民へのモビリティマネジメントを実施・検討します。

- ・エコ交通出前教室の実施（小学生向け）
- ・エコ交通啓発リーフレットの配布



エコ交通出前教室



2) サイクルツーリズムの推進による自転車に乗りたくなる取組の充実

○公共交通と連携したおすすめポタリングコースのPR

PR場所を増やすなどして、引き続きポタリングコースのPRをします。

○民間主体の自転車イベント等の支援

OPEN INABU実行委員会が実施するトレイル整備やトレイルツアーを引き続き支援します。

○おいでんバスへの自転車積載用ラック設置開始（予定）

関係機関との調整を進め、自転車積載用ラックの設置します。



3 良好な駐輪環境の確保

措 置	実施内容
市営駐輪場の設置・指定管理による管理	・ 鉄道駅周辺を中心に、駐輪場を設置・運営
自転車等放置禁止区域内等の放置自転車等の撤去及び返還・処分	・ 放置自転車撤去・返還・処分について、体系的に処理
駐輪場利用及び自転車等放置禁止区域の周知徹底	・ 中心市街地内鉄道駅周辺の駐輪場の設置箇所や自転車等放置禁止区域に関するチラシ等を市内全高校の新1年生に配布